

島津氏と関ヶ原合戦

—島津義弘の参戦事情と徳川の島津処分—

Shimazu clan in Sekigahara Battle

— Why Yoshihiro Shimazu entered the battle against the Tokugawas, and What the Tokugawas did with the Shimazus. —

四 本 健 光
KENKŌ YOTSUMOTO

序

関ヶ原合戦で、反徳川戦力として有力な一役を果たした島津氏が、戦後、毛利氏などと比較して、寛大な処置を徳川氏から受けた。領国は無傷で、家臣に1人も処罰者がなかった。これらの間に、何らかの事情があったのではないかとの疑問を、従来の研究について、史料に拠って検討する。

I. 史 料

1. 徳川家康文書の研究 中村孝也著

徳川家康文書を集大成したものであるが、その中に島津に宛てた文書の参考史料として、「後編薩藩旧記雑録」以下23の史料から、関係の文書が集録されている。その数105通に及んでいてほとんどこれに尽されていると言ってよい。(徳文)

2. 史料綜覧 史料編纂所編

拠典の数においては前者を凌いでいる。前者に引用された黒田文書ほか6史料はもれているが、総数100余の史料に拠って年表式に記事として、35項記されている。1の文書とくいちがいもないから、1、2を併用すれば便利である。(史綜)

このほかに、つぎの史料を参考にした。

3. 島津世禄記 (世祿)

4. 島津国史 (国史)

5. 後編薩藩旧記雑録 (薩雑)

6. 徳川実紀 (東照宮御実紀, 東照宮御実紀附録) (徳実)

7. 藩翰譜 (藩譜)

8. 寛政重修諸家譜 (寛譜)

9. 島津史料集 (惟新公関ヶ原御合戦記, 庄内陣記) 北川鉄三校注 (合戦) (庄陣)

10. 家康史料集 (慶長記) 小野信二校注 (慶長)

11. 島津義弘公記

12. 鹿児島外史 (鹿外)

13. 歴代御制度 (歴制)
14. 義弘公関ヶ原始終記 (始終)
15. 西藩野史 (西史)
16. 鹿児島県史 (県史)
17. 江戸時代史 栗田元次著 (江史)
18. 大日本古文書 (島津家文書之三) (島文)

注 (1) 末尾の () は、引用時の略記号である。

(2) 引用史料は、(徳文)に収録されているものは(徳文)に拠り、収録されていないものだけ、(薩雑、国史、島文)などに拠った。

II. 庄内事件 (幸侃事件)

庄内事件とは、慶長4年、伊集院忠棟(幸侃)が島津忠恒に暗殺されたので、その子忠真が庄内の地に籠って島津氏に叛乱を起こし、慶長7年忠恒によって、忠真も亦殺された事件である。

本稿の目的からして、事件の内容についての説明は省略するが、島津氏をめぐる関ヶ原合戦への序曲が、この事件を舞台に奏でられたのである。

島津氏が守護大名から戦国大名に推移するのは貴久の時代であったと考えるが、戦国大名島津の危機が豊臣秀吉によってもたらされた。それは秀吉の島津征伐であり、貴久の子義久の時であった。

天正15年義久は秀吉の軍門に降り、薩摩、大隅、日向の領国は安堵されたとはいいながら、文禄検地による義弘の所領は10万石に過ぎなかった(1. 2)。戦国大名は領国の一元統治をその性格の1つとするが、このような状況が島津支配権を不安定なものにしていたことは、大阪の陣に豊臣方から出兵を促がされた時の義弘の言辞にも現われている(3)。わずかに、文禄慶長役で、その勲功によって、出水と石田、細川の分5万石を返してもらった(4. 5)けれども、伊集院忠棟の8万石はそのまま残された(6)。新井白石が言うように、島津が領国を安堵されたのは忠棟の功績によるとしても(7)、家老筋の忠棟が、秀吉の直々の御朱印で所領を与えられ、しかも誇張ではあるかも知れないが、忠棟の主をないがしろにする行動は、忠恒が暗殺しなければならなかった理由であろう(8)。

幸侃誅殺は当然その子忠真の反乱となり、島津はその鎮定に悩まされた。

秀吉が死んだのは慶長3年8月であるから、幸侃事件の慶長4年3月段階では、三成と家康の対立は激しさを増し、三成は家康を討つことを議している。従って、両者ともに島津を味方に入れようとする策をめぐらしていたといえる。三成は幸侃の二心を島津に告口してその意を迎えんとしたが、逆に家康をして島津に恩を売らせる結果になった。忠真の反乱すなわち庄内の変に当っては、家康は援兵を送って、その鎮圧を助け、島津はやっと忠真を頼娃1万石に封じ込めることができたのである(9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18)。

以上で幸侃事件のいきさつを終える。鹿児島外史の言う「秀吉の命により云々」は信ずべくもな

いが、御朱印によって領知を叙された伊集院幸侃の存在は、何かに利用できる可能性を有していたことは否めない。ともあれ、一応島津はその支配を安定することができた。同時に徳川は、恩を売りつつ伊集院忠真を1万石で堪忍させることによって、島津氏を少なくとも反徳川勢力には立たせないように、封じこめることに成功したとすることができる。

(注)

1. 文祿四年六月廿九日朱記書賜松齡公(義弘)五十五万九千五百三十三石又於其中十万石係貫明公(義久)養地八万三千石八斗四升係伊集院忠棟邑一万石係島津以久邑二十六万六千五百三十三石係給人領三千石係寺社領而公所食実十方石(国史)
2. 合(薩摩国, 大隅国, 日向国諸県郡)五拾七万八千七百三十三石
内今度以檢地之上老万石御蔵入六千貳百石
石田治部少輔三千石幽齊氏分相除之
五十五万九千五百三拾三石 目錄別
紙有之 令扶助就全可有領地者也
文祿四稔六月廿九日 太閤御朱印
羽柴薩摩守どのへ (世祿)
3. 薩隅日三州之地亦削日州之大半僅賜諸県一郡且削薩摩之地出水高城二郡為公領削隅州之地始羅郡之内加治木為公領又削同国肝付郡以朱賜我家臣伊集院右衛門太夫式以六千貳百石賜石田治部少輔以三千石賜細川幽齊是以進退難礙遺恨豈曾睡眊之際哉雖然以時不利暫屬秀吉公旗下而已(略)(世祿)
4. 於今度朝鮮国泗川表大明朝鮮人催猛勢相働候之処父子被及一戰則切崩敵三万八千七百餘被切捕之段忠功無比類候依之為御褒美薩州之内御蔵入給人分有次第一円ニ被宛行訖(略)
慶長4年正月9日 輝元 景勝 秀家 利家 家康 (徳文)
羽柴薩摩少將殿
5. 御知行方目錄
 1. 四百六拾五斛壹斗五升五合 薩摩国出水領内
上こしき村
(略)
都合老万九千七百貳拾八石六斗九升五合
 1. 老万石 出水領内羽柴對馬守当知行分
 1. 老万石 大隅薩摩内御蔵入
 1. 六千三百石 薩摩国石田治部少輔之分
 1. 三千石 薩摩国幽齊之分
 惣五万石
右於今度朝鮮国云々(4に同じ)(世祿)
 6. 伊集院右衛門入道知行之分
 1. 八千八百參拾九斛四升七合 日向諸県之領之内
宮古城村
 1. 四千百九斛壹斗七升六合 同 三ヶ村
 1. 三千百貳斛六合 同 梶山村
 1. 貳千貳百卅九斛七斗六升九合 同 山田村
 1. 老万三百廿五斛八斗五升 同 五ヶ村
 1. 六千八百卅斛七斗老升九合 同 安 長
 1. 千五百六拾六斛貳斗四升六合 同 のの美屋
 1. 九千七百廿五石貳斗八升九合 同 高 城
 1. 老万貳千參百七拾五石貳斗老升 大隅之内
末吉
 1. 貳千四百三斛八斗老升三合 同 恒 吉
 1. 四千三百卅七斛壹斗老升九合 同 財 部

- 1. 千四百七拾三斛四斗七升九合 同 めぐり
- 1. 千式百九斛式斗七升七合 同 市 成
- 1. 千七百五拾六斛五斗壹升八合 同 もひき
- 1. 八拾石 同 平房内
- 1. 式千三百廿石七斗九升七合 同 内之浦
- 1. 七千式百六拾四斛壹斗壹升 同 大 崎

合八万三斛八斗四升 (世 祿)

(文祿4年6月29日 大閤朱印)

7. ここに島津が家人伊集院右衛門大夫入道幸侃といひしは、天正十九年主の島津が既に亡ぶべかりしに、この幸侃関白の御陣に参て、歎き申せしに因て義久兄弟が罪ゆるされ、本領を安堵す。されば関白にも彼が忠を感じ給ひ、大隅の内一郡の地を分ち賜ふ。かかる奉公の者なれど、如何なる故にかありけん、慶長四年三月九日陸奥守忠恒伏見の館にして、これを誅す。幸侃が郎等既に軍せんとひしめく。徳川殿忠恒が許に御使あって御加勢賜はるべきよしを仰せ下さる。恣に討つて都のさわぎ仕出しければ忠恒其咎を憚りて高雄の麓に蟄居す。徳川殿豊臣家の奉行等に仰せらるる旨あって忠恒その咎を免かる。徳川殿頓て数十騎の兵して忠恒を伏見の家に迎へ入れ給ひ、忠恒本国に還る事を得たり。幸侃が子源二郎父が討れしを聞て、日向国庄内の城に立籠り、要害あまた構て島津と戦ふ。(藩譜)

8. 殿下の覚他に異にして御帰落の御供し島津家々老の高席にして、倍々威厳強大にして栄頃地をかへたり。毎に御前に昵近し国主大名に等く、国家の政事大小となく幸侃が指揮に出すと云ことなし。門前には汗馬の市をなし、堂上には賓客群集す。殊に五奉行石田治部少輔三成に陸をとりて、(略)

斯て忠棟入道幸侃は伏見に屋敷を構へ、造営結構に出来、君主の居宅も及び難く、さながら国主大君の会積にて、驕奪日頃に十倍せり。今迄は太閤の御前を憚りて、幸侃が逆意を察し乍ら兎角もたし玉ひけるが、今は太閤も薨去ある上は、何をか憚り何をか期す可き(略)

其頃奉行中石田治部少輔三成元来太閤取立の大名なる老中職たりしが、内大臣家康公天下の政務を預り奪んことを察しければ、兼て快からず何卒して内府を亡し若君を御世に為知たてまつらんと内謀を巡らす最中なれば、偏に御家を頼み奉らんと思ければ、忠棟入道が陰謀のこと、忠恒公へ一々密に御注進申上られける。爰に於て惟新公忠恒公急度仰合され、今は事延々にしては謀の漏ることも計り難し。幸三成註進に就き速に誅罪有る可し。(略)(庄陣)

9. 内府様江参候事又私宅へ入御之事少モ偽なく条々有やうニ令口能候、曾別なる儀ヲ不申入不承候(略)

慶長四年正月三日 竜 伯

又八郎殿 兵庫頭殿 (島文)

10. 敬白起請文前書之事

- 1. 被対秀頼様御疎略有間敷之由尤候事
 - 1. 对御父子御両三人疎略毛頭有之間敷候付拔手表裡有之間敷事
 - 1. 倭人之族在之而御間相さまたくる輩雖有之直談申互相晴可申事
- 梵天云々(略)

(慶長4, 卯, 2, 家康より義弘, 忠恒宛)

11. 御下以後不申入候間以使者申候 仍伊集院源次郎于今城を相抱申由承候 為御譜代家人之身加様之儀為自今以後候間早々御成敗尤候 雖然無聊爾人数等無異儀様被仰付肝要候委細者彼使(山口直友)者口上ニ申候 (慶長4.7.9 家康より忠恒宛)

12. 御下以来不申入候間以書状申候 仍伊集院源二郎居城相抱在之由承候間嶋津父子為見廻使者差下候 竜伯父子被仰次第自身御立候御馳走尤候(略)

(慶長4.7.9 家康より伊東豊後, 相良左兵衛宛) (徳文)

13. 先書申入候伊集院源次郎于今不致下城之由不屈儀共候、依之寺沢志摩守方指下申候。為自今以後候間寺沢志摩被相談自身有御出陣被誅果尤候(略)

(慶長4.8.20, 家康より島津忠豊宛)

同文を同日付で、財部の秋月、飴肥の伊東、人吉の相良、延岡の高橋宛 (徳文)

14. 起請文前書之事

伊集院源次郎到寺沢志摩守殿当家江者堪忍仕間敷候由以墨付申候儀雖遺恨深重候内府様御愛候条差捨候然者源二郎罷出候て奉公上者以来之儀無異儀可召仕候 (略)

(慶長5.2.29, 忠恒, 竜伯より山口勘兵衛宛) (島文)

15. 其表之様子被仰越具承候伊集院儀可被討果被相極処重而山口就指下少将殿被及御異見赦免之上勤忍分老万石被宛行之由尤候 (略)

(慶長5.3.22, 家康より竜伯宛) (徳文)

16. 慶長5.3.10

是ヨリ先大隅帖佐ノ島津惟新ノ兄同竜伯及ビ子同忠恒徳川家康ノ調議ヲ容レ伊集院忠真ノ罪ヲ赦シ一万余石ノ地ヲ給ス又是日忠真降り諸城ヲ致ス。 (史綜)

17. 伊集院忠棟受大封称直親格御目見衆秀吉寵遇無有出其右 (略) 亦受秀吉密命竊鳩今世子而謀己子忠真以義弘擧立之奪宗室, 石田三成首与之。然至秀吉薨後謀滅家康石田酒変心白陰事於忠恒而厚其親 於是忠棟不軌悉發覺, 三月世子忠恒召忠棟於下邸茶室親起斫之。 (鹿外)

18. 寺沢, 高橋, 秋月諸將の救兵是又内府公の姦猾なり。 (庄陣)

III. 義弘の参戦事情

庄内事件が終わったのが慶長5年3月, 5月に義弘が調停の労を謝するために, 大坂城で家康に会った時は, 将に陸奥会津に家康が出征しようとする直前であった。

家康に恩を蒙った島津氏が, なぜ反徳川派に与したかについては, 鹿児島県史は, 「義弘は家康から伏見城留守を頼まれていたが, 伏見城留守役鳥居に断わられて, 止むなく石田方についた。」と書いている。義弘公記, 郷土史大系など多くはこの論と同調である。これは世祿記, 島津国史, 関ヶ原合戦記などに拠ったものであろう (19. 20. 21. 22)。伏見城留守のことは, 慶長5年卯月27日の惟新の手紙や同年5月20日の家康の手紙, 慶長記, 寛政重修諸家譜などで伺われる (23. 24. 25. 26. 27)。徳川実紀や, 藩翰譜はこのことには触れていないが, 家康は口挨拶として, しかも牽制の意を含めて, 伏見城留守のことを惟新に話したのではなからうか。出発に当って一言も無かったことや, 伏見城留守の鳥居たちが, 一步もふみ入れさせなかったようすから考えられる。

義弘が石田方につくことを決心したのは, 7月15日であったが (28), 戦後義弘は黒田長政に宛てて, 石田方から秀頼に対する誓紙を楯にせっかんされて仕方なく石田方についたと弁明を送り, 寛政重修諸家譜も強調している (29. 30)。

しかし, 義弘の本音は, 家康方について伏見城の留守番をしたかったけれども, 手兵が200余しかなく, 石田方に対抗できないことを知って, 石田方に参加したのではなからうか (31. 32)。伏見城の一件は, 慶長記や, 慶長6年の舟越景直の書状で否定されていないだけでなく, 次の処分問題を有利に導いた一因にもなっている (26. 33)。

(詰)

19. 島津義弘は家康に請はれて伏見城に留守を依頼されたが, 世情騒然たると共に急遽国元へ向けて手兵の不足を告げて後続を依頼した。然るに鳥居元忠等本丸に在って義弘が薩摩より来った新納旅庵を遣したるも納れしめなかった。 (県史)

20. 如是故欲守伏見之城就其留後鳥居彦右衛門尉内蔵藤弥次右衛門尉再三請之不得其許諾不得已而遂与石田合焉。 (世祿)

21. (慶長五年七月十七日)

先是神祖從容謂公曰景勝不庭会当東征請以伏見城爲託至是公遣使詣鳥居元忠求共守城元忠弗許会新納旅庵自薩摩復遣旅庵閉門不納乃欲固置自守而兵未集麾下止有二百余人恐爲大兵所禽而長盛正家等書適至責以送住事居之義於是公不得已而応之。(国史)

22. 西国の大名小名耆人として従はざるはなし。義弘にも其催促ありといへども同年七月二日より同十七日にいたり固辞すること数回、且又家康公堅命あるによつて伏見の城に入警衛せん事を請ふこと再三に及ぶ。然りといへども城主鳥居彦右衛門尉元忠内藤弥次右衛門尉家長敢てゆるさず。此時に家臣新納旅庵薩州よりはせ来る。是に於て旅庵を伏見の城に遣し元忠、家長と共に城を守らんと達す。然れども両將又聞入れず。三成等重て日今度の事全く私の遺恨にあらず、秀頼のために企る所なり。兼曰上進の誓紙の旨趣且秀吉公の厚恩忘却なくば義兵に与し忠戦をなすべしと理を尽していふ。(合戦)

23. 今朝内府様へ罷出庄内一著之御礼申上候別而御気色能入来院又六善哉坊被召出御前ニ而御食被下候(略)就夫伏見之御城可致御留守番之由御面を以拙者へ被仰付候 当座言上候ハ何も御意之段承候 於様子者御問之使迄可申上由申候而御前を罷立候 然者爰元御知人中へも尋申候 各被仰候ハ何之道ニても公儀候条御下知次第仕候而可然候ハ由被仰事ニ候 伏見の御留守ニ相定候ハ人数等丈夫ニ不召置候者御家之御爲も不可然儀共候 其上天下之取沙汰も如何ニ候ハん哉と存候条御人数の儀急度着候様ニ可被仰付候 伏見御城請取申候者諸口多々有之儀候条人数等過分ニ入可申候 よくよく被成御談合兵糧以下相調急速可被仰付候 庄内在陣わき諸將侍もめいわくニ被存候 雖然爰元百石ニ三人役ニ被仰奥州へ出張之由申候 当方之儀者御留守番候条百石ニ耆人役ニ被仰付候者可相調敷と存候(略)(慶長5, 卯, 27 惟新より竜伯宛)(徳文)

24. 其元緩々仕置等仰付左右次第御上洛尤候(略)

(慶長5.5.20 家康より忠恒宛)(徳文)

25. 六月内府発大坂留家鳥居元忠等而守伏水城。始家康言以伏水城托義弘然至発更無其言諸候多帥師随行内府東下義弘亦送至山科家康温言謝之且懇以鳥居等守伏水谷願而指揮之義弘諾帰伏水(鹿外)

26. 兵庫の頭に御預ケ候はんと沙汰候つるが御預なく若狭少将殿へ御預ケ候(慶長)

27. これよりさき東照宮惟新におほせありけるは上杉景勝所領会津にこもりて上洛せず、よりに伊奈図書昭綱をかかへて下され実否を糺さる。もし景勝不軌を謀るの事実事たるに在いては、われ会津に発向し彼を討つべし。しかるときは伏見の城は惟新に預けらるべしとなり。惟新謹て諾したてまつるところ、のちふたたびその命なし。(寛譜)

28. 今度内府貴国江出張ニ付輝元秀家を始大坂御老衆小西大形少治部少被仰談秀頼様御為ニ候条貴老御手前同意可然候由承候間拙者も其通ニ委曲石治より可申上候

(慶長5.7.15 惟新より景勝宛)(薩雑)

29. 抑今度御弓箭御企之儀拙者式へ不被仰聞候間曾不存申候 就中内府様御厚恩之儀是又雖無忘却奉対秀頼様永々可抽忠貞之旨吳社上巻誓紙候て上置候 其旨無相違者今度応御下知一致心得之旨御奉行衆より以御墨付条々被仰付候間君臣之道難背ニ付候て不及力御人数一分ニ罷出候

(慶長5.11.4 惟新より黒田長政宛)

30. ここにおいてやむことをえずして催促に応ず。姪島津中務大輔豊久これをきき、いま東西の形勢をみるに干戈まじはるにいたらば、かならず関東の勝利ならん。詮なきことに与し、累代の家をほろぼされんこと歎はしきにあらずや、しかのみならず年ごろ関東の御恩遇他に異なるを、今にはかに讐をもってむくひまいらすべきにあらず。すみやかに御味方に属せらるべしと諫む。惟新こたへ、われもまた其思慮なきにあらず、しかれども誓詞は信をもって要とす。たとひ今ちかひを背き、関東の御味方となるとも、島津家の誓詞は信じかたしとて、たのもしからずおぼしめされん、しかるときは永く家の瑕瑾たるべし。芳志の厚きは忘れてまつるにあらず。よりに兵を国にめさず僅にありあふ人数を率ひ、ただ敵陣に駆りて討死を急ぐところなり。(寛譜)

31. 依之惟新公諸臣ヲ会テ議ス。皆曰方ニ日州ニ事アリテ薩隅ノ軍悉ク忠恒公ニ従フ、ユエニ君ノ軍數百ニ滿タス、伏見ニハ入ル事ヲ得ス、独立ハ成難シ、進退実ニ究ル、三成カ言モ又理アリ、是ニ属シテ不義トスヘカラス、惟新公止ム事ヲ得スシテ三成ニ属ス(西史)

32. 朝鮮国におひて軍矛の勞を致し七ケ年を経て帰朝し直に上方に至り勲勞をなす。臣等漸くに国に返し、且

又家臣伊集院源次郎忠真日州庄内に 抛て逆意を起す。故に従ふ所の 諸士其地に趣くもの多く、今や旗下の 士卒僅武百余人に過す。少寡の兵を以てしかと三成り求めに 応せざる時は忽ち死亡に至ん事必定なり。只老人の死亡而已にあらず忠恒夫人義弘の 夫人及び 領国諸士の 妻子等に 至るまで 質と 成りて 皆大坂にあり。渠等悉く死をのかれさらんと 思ふに 所なし故に 義弘已む事を 得ず終に 三成り 催促に 応す (合戦：始終)

33. 1, 関原表合戦之刺御覚悟之様子扱々無比類被作様与内府様始而其外諸人感申候事不成大形候 殊御下々迄無越度被召連被成御退候事前代未聞御手柄と各御取沙汰是而已候事

1, 御身上如跡々無御別儀趣候間早々相済候様ニ御談合尤存候 治少色立之刺貴老伏見城へ御籠可被成との首尾立庵具御物語之通即内府様へ申上候 更以貴老逆意と不思召儀候 (略)

(慶長6, 正, 晦 舟五郎右より惟新宛)

IV. 島津氏処分

島津氏処分最終決定は慶長7年4月であり(34), 合戦終了後1年半を経過している。島津忠恒は慶長7年12月, 家康に謝罪のため上洛しているが, 決定までにひまどったことと, 島津は無傷であったことが注目される。これについて, 栗田元次氏は, 毛利は家康にだまし打ちされたが, 島津は武備恭順策によって大成功をおさめたと言っている(35)。

島津糺明が文書で始まったのは慶長5年9月28日であるが(36, 37) 井伊直政, 寺沢正成, 山口直友がこれに当たった。寺沢, 山口の両人は, 庄内事件の御薩摩に家康が派遣して 応援させた人物であり, 9月15日関ヶ原で敗れた後, 島津の家臣本田親貞父子, 新納旅庵の3人が, 山口に捕われ, 島津に謝罪をすすめる使として, 帰国させられた因縁もある(38)。

まず義弘の反逆は, 義久, 忠恒共謀のことであるかの事情聴取に始まっている。これに対して10月に忠恒, 竜伯が寺沢宛に弁明書を提出し, 義弘も本田親貞に弁明書を托し, 義弘単独の行為であること, 最初から石田たちの謀計には加わっていなかったことなどを釈明している(39, 40)。爾後黒田長政, 近衛信尹, 本田正勝, 福島正則等にとりなしを依頼した。

一方家康は毛利輝元に島津征伐を命じ, 宮崎の伊東, 人吉の相良, 財部の秋月など庄内事件で島津氏に 応援を命じた面々にも島津征伐を命じたので, 国内では, 関ヶ原従軍の家臣に 恩賞を与え宮崎の伊東を攻めている(41, 42)。家康は島津征伐を慶長6年2月には止めているが, 島津が同8月に出した法度は(43), 慶長9年の法度に比べると, 「出陣之時云々」の条と「諸侍めしつかふ云々」の条は9年にはなく, 「諸侍衣服」の条に変わっているから, 臨戦体制の法度であったと考えることができる。栗田氏が指摘するように, 武備恭順の構えをとったことは明らかである。

井伊, 山口, 寺沢らはしきりに竜伯の上洛を要求するけれども, 上洛するとは言いつつ病氣その他の理由で遂に上洛しなかった(44, 45, 46, 47, 48)。おそらくは, 慶長5年10月, 毛利氏が藤堂高虎や井伊直政連署の起請文を受けとりながら, 領国の大半を没収された事情を知っていたからであろう。

家康の安堵状が届いたので, 竜伯はなお 反対であったらしいが(49), 忠恒は惟新の勧めにより上洛の途に上った。途次庄内事件の禍根を絶つために, 伊集院忠真を日向野尻で殺し, 其の一族を一掃して, 慶長7年12月28日家康に会って謝罪して, 島津処分はここに幕を閉じた(50)。

此の間の交渉をみると, 毛利輝元の二の舞を踏むまいとする要心から, 慶長6年中ごろまでは和

戦両様の体制を整えながら和平工策を行ない、その申し開きには、家康も島津も共に誓っている秀頼への誓紙の件や、伏見城留守の件などを強調している。

家康が征夷大將軍に任じられるのは慶長8年だが、豊臣政権を否定して徳川政権を一日でも早く樹立しなければならぬ慶長7年の時点に於て、不必要な紛争を避けたいのは家康の願望であつたろう。

島津の叛意無きを確認できれば、遠隔の地で戦争する必要もなかつたろうことが第一の理由であらう。第二は、毛利の瀬戸内海は、かつての本願寺反乱以来無類の勢いを發揮する水軍の根拠地であり、同時に、堺をして商港都市として繁栄せしめた海上商業交通の要衝でもある。近世になって、経済的条件が政権に不可欠の条件になりつつある時、瀬戸内海を毛利氏に委ねることは徳川政権を不安定なものにするであらうことである。しかし島津にはこれに対応する条件がなかつた。以上の二点が徳川をして、島津氏の領国に手をつけさせなかつた理由であつたと思う。

34. 両度使者祝著候 然者薩摩、大隅、諸島之儀此間被相抱候分相違有間敷候 少将事其跡被相讓事候間不可有別儀候 兵庫頭殿儀者竜伯ニ無等閑候間異儀有間敷候 日本国大小 神祇別而 八幡大 菩薩毛頭不可有表裏者也

(慶長7, 卯, 11 家康より竜伯宛) (徳文)

35. 毛利氏の大失敗に反して最善後策に成功したのは島津氏であつた。島津氏は義弘が逃れて帰つて以後、一面家康に対しては恭順の意を表し、周旋に努めると共に、国内では武備を厳にして敵の来攻に備へ、國中焦土となるまで死守する覚悟を極めた。このため家康も或は毛利氏、或は立花氏等に島津征伐の先鋒を命じたこともあるが、容易に手をつける事ができず、先づ島津義久を上洛せしめんとして、本多正信、山口直友から義久、義弘、忠恒の身の上及び領国の安堵を保証した起請文を送り、更に家康自ら同様な起請文を与えたけれども、義久は病と称して従はなかつた。当時義久は最強硬で、義弘は寧妥協に傾いていたが、忠恒は義弘の勸により慶長七年十月初めて上坂し十二月伏見城に家康に謁した。この満二年余の武備恭順策は恰も小牧陣後に於ける家康の秀吉に対する態度に髣髴たるものであるが、家康がこれによって従来勢力を保持し得たと同様、島津氏もこのため薩隅日に亘る本領の安堵を得たのである。(江史)

36. 態申入候 仍今度惟新御逆意之段無是非次第候 竜伯御父子御同意候也 又各別之御存分候也 様子具御報ニ可預示候 以其趣内府へ可申上候

(慶長 5.9.28. 寺沢志摩守正成, 山口勘兵衛直友より, 義久忠恒宛) (徳文)

37. 急度啓達候 今度天下之仕合無是非次第候 兵庫頭殿御下之事候間被仰談其御国之儀御理被仰早々御出仕御尤候 内府前之儀自最前御手次之事候間随分御馳走可申候 御用之儀御座候ハ者御書付可被下候 委細山口勘兵衛可申達候条不具候

(慶長5.10.10. 井伊直政より忠恒宛) (徳文)

38. 内府様被成御存此人九州江被下候条無異儀可有御通候 為其如此候

(慶長5.10.10. 本田帰国に際し, 山口直友が路次御改之衆中に宛てた通行手形) (徳文)

39. 今度御弓箭之成立惟新罷下巨細致承知候惟新事最前御談合之御企曾不被仰聞由候 殊内府様御厚恩之儀雖無忘却候内府様如御存知奉対秀頼様永々可抽忠勤為証跡度々靈社之上巻上置候 其筋於無之相違者可同心仕旨御奉行衆承ニ付君臣之道難黙止任其意候由申候 勿論我々事御懇之儀聊不存忘候弥心底不可有別儀候此等之段被聞食分候様御取合憑存候

(慶長5.10.22. 忠恒, 竜伯より寺沢宛) (徳文)

(薩雜, 始終, 合戦は10月16日付)

40. 覚

- 1, 為御使本田助丞被差下御礼事
- 1, 最前御企之御談合曾不承事

1, 其涯ニ成從御奉行中可致同心儀兩度承候得共不罷成由不通申切之事

1, 其后從御奉行中対秀頼様永々可遂御奉公為証跡度々靈社上卷上置候然時者同心仕候ハんと強而承候付不及了簡任御下知候事

1, 大坂江被召置度由申上候事

1, 又八郎可致上洛之由從御奉行中度々被仰下候得共令延引候事

(略)

(慶長 5.11. 4 カ義弘が本田親貞に托す) (徳文)

41. 今度美濃国関か原之合戦致粉骨 從其伊勢, 近江, 伊賀, 大和, 河内, 和泉ニ到り帰国之路次伝, 片時も側を不相離, 抽奉公之段神妙之至尤感入候仍知行五拾石宛行者也

(慶長5.10.10 維新より長山半六宛) (島文)

42. 慶長六年二月二十日

筑前名島ノ黒田長政ノ父如水日向鉄肥ノ伊東祐慶ニ徳川家康ノ命ヲ伝ヘ同国佐土原ノ島津氏トコトヲ構フルコトナカラシム

全五月七日

日向鉄肥ノ伊東祐慶ノ兵同国佐土原ノ故島津豊久ノ兵ト同国穆佐ニ戦フ

全八月七日

大隅富隈ノ島津竜伯同惟新・忠恒, 徳川家康ノ薩摩ヲ攻ントスルヲ聞キ諸士ヲ戒メ軍制ヲ定ム (史綜)

43. 法 度

1, 諸侍何篇申付儀於相應之儀者不可致難渋若及異儀者可有其沙汰事

1, 武具無油断可誘事付高百石付而具足一領つつ可致用意事

①, 出陣之時廿五石取之衆者可為自賄事 付廿五石之内之衆も御屋敷持者可為自夫事

1, 殿役於不相勤者門老付而領主之知行老石可被召上事 付百姓無之門屋敷たり共領主前より殿役者可仕事

1, 諸侍番普請狩等若懈怠於有之者可為曲事自然三度におよハハ可没収所領事

1, 上下によらず喧嘩可為停止縦無理非道をしかくる者ありとも其場を致堪忍可遂言上若私にて事を於破者不及理非之沙汰雙方可加成敗事

1, 諸外城衆中諸事地頭之下知不可相背別而於戦場地頭之手を離他之手に付いかやうの高名仕候共不可為忠節曲事之段可申付若又地頭無理之儀あらば可致披露事 付出陣之時小給人衆者從在所持具自身可持之事

1, 於戦場無御免衆乗馬可為停止事 付へんとうの類其外手おもき道具不可持之事

1, 百姓耕作卯の時に出戌の刺に可帰事付女ともさくに可出事

1, 作者百姓已下によらずはしりたらん時互許容いたすへからさる事

①, 諸侍めしつかふ者男女によらず日夜片時もいたつらに居ましき事

1, 就用段めしよする仁遠近によらず移時日へからす打立之儀或ハ供或者使飛脚等にいたるまで指当たる日限不可相違事

1, 縁者親類を催一揆いたす事あらば本人之儀者不及是非同心之者ともに可成敗事

1, つねの振舞二汁二菜しほさんせうハ此外たるへき事 付私之大酒可為停止事

1, 毎度出物之儀日限に過無沙汰之ものあり如此之類後日其科可有糺明事

(慶長6.8.7. 忠恒・惟新・竜伯名) (島文)

44. くれ< 如申尽候内府様まへ< の忝儀無忘却候間御しんしつ之儀ニ而被召出候ハバ八幡も御照覽罷上梓家をも相統度儀ハ重而者親類中成ともおとな中成共可差上由申候如竜伯自身の上を此使いそきのよし心もとなく候隣國のやうをよく見きわめ候ハてハ難成候 世上の風聞ニハたしかなる証文共にて被罷出候人も違変有之由, さて< さようにては家の恥辱不及是非候 勿論一日ニても難叶弓箭非沙汰之限候間中< 行衛のたのみは相絶候 只々ふだい相伝之家をむさと可成果事無念之次第 たるへく候間家中各令一味可成程も遂防戦可相果儀本望候

(略)

(慶長 6.1.16. 忠恒より鎌田政近宛) (徳文)

45. 敬白起請文前書之事

- 1, 竜伯殿同少将殿御身命之儀恙御座有間敷事
- 1, 御国之儀者兼日如御約束相違御座有間敷事
- 1, 兵庫頭殿御事右之御両所御入魂之上者無相違様ニ御取成可申事
右之趣於違背者 (略)
(慶長 6.8.24. 本多正信・山口直友の義久・忠恒宛起請文) (徳文)
46. 敬白起請文之事
(略) 誠憚多申上様公義難計候且世上之風聞且家頼之者歎息難休候条逆之御哀憐ニ不被残御心底御説承届
必以上洛弥忤家相続之儀可奉頼候 (略)
(慶長6.11.22. 忠恒・竜伯の本多正信宛起請文) (徳文)
47. 仍拙者上洛之儀 自京都御急之条 来月者必可罷立覚悟候 於有透者近々越着之儀可待入候
(慶長 7.6.22. 竜伯より島津以久宛) (島文)
48. 度々上洛之儀被仰下候愚老も今一度之上洛念望ニ而当春既に其催候処去年以來之煩就中此節散々為躰候種
々雖養生候任無其験俄ニ又八郎上京候右之仕合故上着可為遅々事心遣千万候(略)若世上之物沙汰作病に被
取成候而者迷惑深重之儀候 (略)
(慶長7年7月 竜伯より山口直友宛) (徳文)
49. 今度我等上洛之儀富隈衆中頻雖被相留候当家之忠節竜伯様御奉公深々ニ存候故不罷留候 (略)
(慶長 7.8.11. 忠恒書状 宛名欠) (徳文)
50. 仍当月廿五日ニ内府様被成御著同廿八日ニ少将様被成御出仕候仕合無残所内府様御懇之儀候 (略)
(慶長7.12.30. 山口直友より惟新宛) (徳文)

結 び

わが国の後期封建社会の支配体制は、戦国大名に独立的な領国支配権を与え、それらを強力な幕府権力で統一することによって、一応の安定をみる。それは家康によって樹立されるが、織田信長、豊臣秀吉はその過程に存在するのである。秀吉は九州を併呑しようとする島津を領国に押し戻すことはできたが、伊集院忠棟を始め石田、細川等に領地を与えて、島津の領国支配を不安定にした。島津は関ヶ原合戦期にかけて、漸くその領国を一円化することができた。偶々その庄内事件が石田、徳川に利用されたのである。豊臣によって征服され、領国安堵の恩給を受けた島津としては、庄内事件で恩を受けたとは言え徳川氏に味方することは容易なことではなかったと思う。家康恩義を事ごとに口にはするけれども、最後まで謝罪のため上洛しなかった義久の態度はこれを示しているし、庄内陣記の「家康の姦猾」という言葉はその一面を物語っている。しかし朝鮮出兵から帰って伏見にいる義弘には、変りつつある政情が手にとるように理解できたろう。五万石の恩賞にしても、石田たちは反対したのを押しきって、家康が五奉行に捺印させたもので、家康独裁のはしりでもあった。この天下の趨勢を見つめながら、そして、大坂に人質をとられながら、義弘は関ヶ原合戦に追いこまれたのである。合戦に於ける義弘の戦いぶりは、いやいやながら参戦した姿でなかった。みごとな敗け方をして大坂の人質を連れて帰国した。帰国してからは罪を一身に受けつつ、ひたすら恭順の意を表した。

家康としては関ヶ原合戦で豊臣打倒の第一段階はすんだとはいっても、石田方対徳川方の戦いに勝ったのであり、豊臣秀頼は大坂城に現存していた。寄る年波に鞭打ちつつ、天下の政権をいかにすれば徳川の手に入るかが、家康の念願に外ならなかった。このような時期に遠隔の地島津と不急な争いを構える必要はあるまい。秀吉はできなかったけれども、関ヶ原合戦という天恵(あるいは人恵か)によって、中国毛利を長防毛利に縮めることができ、剩え瀬戸内海の制海権を握ることができたのだから、島津が反意さえ示さなければ荒だてる要はなかった筈である。この条件が島津には幸いしたと考えるのである。